

## 地球温暖化対策計画書

### 1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	東邦ガス株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市熱田区桜田町19番18号
工場等の名称	みなとアクルスエネルギーセンター
工場等の所在地	名古屋市港区港明二丁目3番1号
業種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	熱供給・電気事業であり、需要家へ冷房、暖房用の冷水、温水および電力を供給している。
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

### 2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	～ 令和9年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 名古屋市港区港明二丁目3番1号 みなとアクルスエネルギーセンター
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-653-7707		

### 3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

#### (1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

##### 基本方針

東邦ガスは、グループ各社とともに、地域および地球規模での環境保全の重要性を深く認識し、

環境に関する社会課題の解決を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

##### 指針

指針1 お客さま先をはじめ社会全体における環境負荷低減に貢献します。

指針2 事業活動における環境負荷を低減します。

指針3 地域・国際社会と協働し、環境貢献を推進します。

指針4 環境に関する技術開発を推進します。

#### (2) 地球温暖化対策の推進体制

##### 【サステナビリティ委員会】

委員長：CSR環境部担当役員

メンバー：各部門の部長、主要関係会社の取締役等

事務局：CSR環境部

↓

環境統括者

環境推進者

環境監査員

↓

全従業員

指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和5年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		3,623	t-CO <sub>2</sub>
① （温 を 二室除 酸効く 化果 炭ガス 換算 排出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	③メタン		t-CO <sub>2</sub>
	④一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑧三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO <sub>2</sub>
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		3,623

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和8年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	

項 目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和8年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量	0.03338	t-CO <sub>2</sub> / GJ	0.03305	t-CO <sub>2</sub> / GJ	1.0

(2) 目標設定の考え方

温室効果ガスを原単位あたりの排出量として、3年間で1%削減する。
----------------------------------

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理／エネルギー使用量等の把握及び管理	・エネルギー使用量の把握・計測・記録・分析	
省エネルギー・省資源の推進／空調	・クールビズ・ウォームビズの推奨 ・外気の導入により、空調機又は熱源機の運転時間の削減（外気冷房）	
省エネルギー・省資源の推進／照明	・昼安みや残業時には不必要な照明は消灯する。 ・使用していないオフィスの照明は消灯する。	
省エネルギー・省資源の推進／OA機器	・離席時はスリープ機能を活用 ・退社時や外出時は、可能な限りパソコンや事務用機器の主電源を切り、待機電力を削減	
自動車利用における取組	・急発進・急加速をしない、アイドリングストップの確実な励行など、エコドライブを推進	

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

太陽光発電設備(定格350kW)を継続利用する。

(3) 環境価値(クレジット等)の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

電子共有フォルダの利用等によるペーパーレス化

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

エレベータの利用を控える。